

改正

令和3年4月1日告示第70号

令和3年5月26日告示第103号

令和4年6月7日告示第121号

南島原市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 南島原市は、南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進に資するため、長崎県と共同して行う地域産業雇用創出チャレンジ支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者（以下「移住者」という。）に対して、予算の範囲内において南島原市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付する。

2 前項の移住支援金の交付については、移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日付け31地づ第59号長崎県企画振興部地域づくり推進課長通知別紙。以下「県実施要領」という。）、法令等に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の申請（以下「世帯の申請」という。）の場合にあつては100万円、単身者の申請の場合にあつては60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員（当該申請をした者の配偶者を除く。以下同じ。）を帯同して移住する場合は、当該18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象となる者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当するものとする。この場合において、世帯の申請をするときにあつては、第6号の要件も満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件 次のア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

- イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 移住支援金の申請時において、転入日から3月以上経過し、かつ、1年以内であること。
 - (イ) 南島原市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) その他長崎県又は南島原市が移住支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件
 - ア 一般の場合 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。
 - (イ) 就業先が、長崎県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（県実施要領第5の2の(1)に定めるマッチングサイトをいう。以下同じ。）に掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに示す対象法人に就業し、移住支援金の申請時において連続して3月以上在職していること。
 - (オ) (イ)の法人の求人に対する応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資

金提供されていないこと。

- (4) 本事業における関係人口に関する要件 南島原市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）であって、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 関係性の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 南島原市の移住施策（お試し住宅、お試し民泊、移住体験ツアー、空き家バンク又は移住関係プロジェクト）を利用し、かつ南島原市の担当者に2回以上移住相談をすること。

(イ) 住民票を移す直前の5年間のうち、通算3年以上、南島原市ふるさと納税を利用すること又は50万円以上納付すること。

(ウ) 南島原市へ30万円以上寄附したことがあること。

イ 転入時に50歳未満で、5年以上定住する意思があること。

ウ 申請時に自治会に加入していること。

エ 転入前の市町村において申請者及び申請者の属する世帯員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

オ 「ながさき移住倶楽部」に登録していること。

- (5) 創業に関する要件 移住支援金の申請日以前の1年以内に県創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。

- (6) 世帯に関する要件 世帯の申請を行う場合には、その移住が複数の世帯員によるものであるほか、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住者及び世帯員が第3条第1号アに定める移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 移住者及び世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 移住者及び世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において、南島原市に転入した日から3月以上経過し、かつ、1年以内であること。

エ 移住者及び世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする移住者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の全てが提出すべき書類 次の書類

ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

イ 移住支援金交付申請書（様式第1号）

ウ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類）

エ 移住支援金の振込先の預金通帳の写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名）が確認できるものに限る。）

- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出すべき書類東京23区で勤務していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主のみが提出すべき書類 次のいずれかの書類

ア 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

- イ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- (4) 世帯の申請を行う場合に提出すべき書類 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- (5) 前条第2号、第3号又は第4号の要件に該当する者として申請を行う場合に提出すべき書類 次に掲げる書類
 - ア 前条第2号又は第3号に該当する場合 就業先法人等の就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2号）
 - イ 前条第4号に該当する場合 市長が必要と認める書類
- (6) 前条第5号の要件に該当する者として申請を行う場合に提出すべき書類 県創業支援事業に係る創業支援金の交付決定通知書の写し
(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、移住支援金の交付を決定したときは、速やかに南島原市移住支援金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等によりその年度における移住支援金の不交付を決定したときは、南島原市移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
(移住支援金の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による移住支援金の交付を決定したときは、その申請のあった日から3月以内に移住支援金を交付するものとする。
(報告及び立入調査)

第7条 長崎県及び南島原市は、県実施要領及びこの告示に定める内容が適切に実施されたことを確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し長崎県移住支援事業に関する報告を求め、又は立入調査をすることができる。
(返還請求)

第8条 市長は、次の各号に掲げる額の返還を請求することができるものとし、その要件は、移住支援金の交付を受けた者がそれぞれ当該各号に定める場合に該当することとする。ただし、移住支援金の交付を受けた者を雇用する法人等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると長崎県及び南島原市が認めたときは、この限りでない。

- (1) 全額の返還 次の要件による。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に南島原市から転出した場合
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ 県創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
 - (2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に南島原市から転出した場合
- 2 前項第1号イ及び第2号について、南島原市から長崎県内の他の市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。ただし、県内の市町であって県実施要領に定める移住支援金の給付を実施していない市町又は県外の市区町村へ転出した場合は、前項各号の区分に応じて全額又は半額の返還を請求するものとする。
(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、長崎県と南島原市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第70号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月26日告示第103号）

この告示は、令和3年5月26日から施行する。

附 則（令和4年6月7日告示第121号）

この告示は、令和4年6月7日から施行し、改正後の第2条ただし書の規定は、令和4年4月1日以後に転入した者から適用する。

様式第1号（第4条関係）
南島原市長 様

年 月 日

移住支援金交付申請書

南島原市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	(※)		西暦 年 月 日
住所	〒		
メールアドレス		電話番号	

(※)本人が手書き(署名)しない場合は、記名押印してください。

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族 の人数（1の申請者は含まない）			人
					うち18歳未満の世帯員			人
移住支援 金の種類		就業		起業		テレ ワーク		関係 人口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
「移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
世帯員がいずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者ではないこと。		A. 関係を有しない		B. 関係を有する
日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。		A. 該当する		B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、南島原市に居住し、かつ、就業・創業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 南島原市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の通学者に該当する場合のみ記載) 東京23区への通学履歴

※住民票を移す直前の10年間のうち、東京23区内の大学等へ通学していた履歴を記載

期間	通学先	通学地

6 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内への通勤をしていた履歴を記載

※住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内への通勤をしていた履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、長崎県以外の法人等に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として移住支援金の支給対象となりません。

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()

8 (関係人口による移住者のみ記載) 確認事項(該当する欄に○を付けてください) ※

関係性の要件について	A. 該当する	B. 該当しない
(該当の場合次のどの項目にあたるか) (ア) 移住施策 (イ) ふるさと納税 (ウ) 寄附行為		

転入時に50歳未満で、5年以上定住する意思があること。		A. 意思がある	B. 意思がない
申請時に自治会に加入していること		A. 加入している	B. 加入していない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

9 交付決定後の振込先

銀行・金庫 組合		本店・支店	店番号
☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	口座名義人（フリガナ）	

管理コード（長崎県及び南島原市使用欄）	
---------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 長崎県移住支援事業及び南島原市移住支援金に関する報告又は立入調査について、長崎県及び南島原市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日付け31地づ第59号長崎県企画振興部地域づくり推進課長通知別紙。以下「県実施要領」という。）及び南島原市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に南島原市から他の市区町村へ転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 県実施要領に基づく創業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に南島原市から他の市区町村へ転出した場合：半額
- 3 2(2)及び(5)について、南島原市から県内の他の市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の1について返還します。

ただし、県内の市町であって県実施要領に定める移住支援金の給付を実施していない市町又は県外の市区町村へ転出した場合は、2の各区分に応じて全額又は半額を返還します。

移住支援金に係る個人情報の取扱い

長崎県及び南島原市は、長崎県移住支援事業及び南島原市移住支援金の申請に際して得た個人情報について、長崎県及び南島原市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長崎県及び南島原市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

南島原市長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（第3条第2号に関する移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載 求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

長崎県移住支援事業及び南島原市移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び南島原市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

南島原市長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（第3条第3号に関する移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

長崎県移住支援事業及び南島原市移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び南島原市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

南島原市長

図

南島原市移住支援金交付決定通知書

南島原市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 南島原市は、移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日付け31地づ第59号長崎県企画振興部地域づくり推進課長通知別紙。以下「県実施要領」という。）及び南島原市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。ただし、以下の②及び⑤の場合において、南島原市から県内の県実施要領に定める移住支援金の給付を実施している市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の1に相当する額の返還を請求します。

- ① 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ② 申請日から3年未満に南島原市以外の市区町村へ転出した場合：全額
- ③ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ④ 県実施要領に基づく創業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- ⑤ 申請日から3年以上5年以内に南島原市以外の市区町村へ転出した場合：半額

- 2 南島原市は、県実施要領及び南島原市移住支援金交付要綱の規定に基づき、同要領及

び同要綱に定める内容が適切に実施されたことを確認するため、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所に立入調査を行うことがあります。報告又は立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

南島原市長 国

南島原市移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった南島原市移住支援金については、交付しないことに決定したので、南島原市移住支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

不交付の理由